

関川水系河川整備計画原案に関する 流域の皆さんの声をお聞きました

関川水系河川整備計画原案について、事務所HP、市役所窓口等でも公表し、関川流域内6会場にて説明会を開催するとともに、意見募集を行いました。

説明会の開催

平成20年1月23日～31日の間に関川流域内6会場にて「関川水系河川整備計画原案説明会」を開催しました。全会場合わせて約250名の参加者があり、各会場では、多くの意見・質問が出ました。



説明会の開催状況(頸城地区公民館南川分館会場)

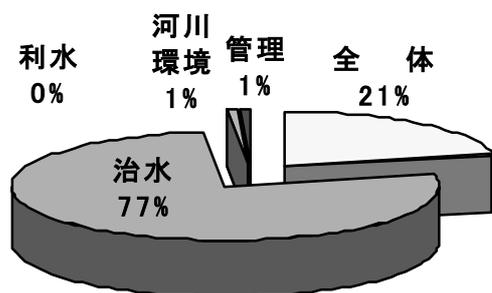
実施日時	実施会場	参加者数
1月23日(水)18:30～20:30	頸城地区公民館南川分館	84名
1月25日(金)18:30～20:30	八千浦交流館はまぐみ	75名
1月26日(土)13:00～15:00	上越市市民プラザ	33名
1月28日(月)18:30～20:30	カルチャーセンター	42名
1月29日(火)18:30～20:30	妙高市勤労者研修センター	8名
1月31日(木)18:30～20:30	浦川原地区公民館	6名



説明会の開催状況(上越市市民プラザ会場)

意見投書

平成19年12月の原案公表時から事務所HP等で意見募集しておりましたが、平成20年2月8日までに、郵送・FAX・メールにて98通(意見126件)が寄せられました。内訳はグラフのとおり。



意見投書による意見数の内訳

- ・意見投書については、意見用紙等により、郵送・FAX・メール等で寄せられた意見です。
- ・関川水系河川整備計画原案に対するものの他、関川水系の河川整備等に関するものについて全体・治水・利水・河川環境・管理の5つに分類し、とりまとめました。
- ・意見投書によって、同一意見・類似意見があったものについては、ひとつにまとめて掲載しています。
- ・意見投書によって、同一人物から複数の意見があったものについては、意見毎にとりまとめました。

次頁以降に、いただいたご意見並びにその回答について掲載します。

全 体

■河川法の改正により河川整備計画を定めることになったのか。(説明会発言)

A:平成9年の河川法の改正により、河川整備基本方針を策定し、基本方針に沿って学識経験者や、地域住民の意見を反映させた河川整備計画を策定することとなりました。

■関川水系河川整備計画の策定にあたり、関川流域委員会はどのような役割を担っているのか。(説明会発言)

A:関川流域委員会は、関川水系の河川整備計画検討に向けて、関川に造詣の深い学識経験者等の方々が意見を述べることを目的として設置されています。

■関川水系河川整備計画原案に基づいて河川整備を行って欲しい。(意見投書23件)

A:今後とも地域のために河川整備を進めて参ります。

■関川水系河川整備計画の今後の予定について教えて欲しい。(説明会発言・意見投書1件)

A:関川水系河川整備計画の原案に対して、流域住民の皆様からいただいた意見と学識経験者からの意見をとりまとめて、関川水系整備計画に反映できるものについては反映し、関川水系河川整備計画の案を作成します。その案に対して、地方公共団体の長(新潟県知事)に意見をいただいた後に、整備計画を決定します。

■関川・保倉川の大臣管理区間はどこまでか。(説明会発言)

A:関川については、河口から12.2k別所川合流点までが大臣管理、それより上流については県の管理区間となり、保倉川については、関川合流点から1.6kまでが大臣管理、それより上流が県の管理区間となります。

■説明会内容では、地元住民が理解できる程の内容ではなかった。もっと具体的な説明会であってほしい。(意見投書2件)

A:今後、積極的に情報提供するよう努めたいと思います。

■説明会への出席者が少ない。どのような広報を行ったのか。(説明会発言)

A:説明会の広報としては、記者投げ込みによって新潟日報や上越タイムスなどに新聞記事が掲載された他、事務所HPへの掲載、ケーブルテレビやラジオにおける広報及び市役所やその出先機関への開催案内チラシの配置を実施しています。

■説明会での意見については、HPを見られない人も多数いるため、HPで公開する以外でも広く周知されるようにしてほしい。(説明会発言・意見投書1件)

A:説明会でいただいた意見については、広く皆様に周知されるよう努力します。

治 水

■保倉川放水路については反対する。(説明会発言・意見投書7件)

A:保倉川放水路は、地域の治水対策上必要な施設と考えております。ご理解願います。

■できるだけ早急に保倉川放水路を整備して欲しい。(説明会発言・意見投書56件)

A:保倉川放水路は、地域の治水対策上必要な施設と考えております。整備計画策定後、皆様のご意見をいただきながら進めて参ります。

■保倉川放水路については、ぜひ、地元の意見を聞いていただきたい。(説明会発言)

A:保倉川放水路事業については、整備計画決定後、皆様のご意見をいただきながら、進めていきたいと考えています。

■平成8年の保倉川放水路ルート発表から10年以上経ったが、これまでの間、何をしてきたのか。(説明会意見)

A:平成8年の保倉放水路ルート発表の後、平成9年に河川法が改正され、基本方針・整備計画をつくることとなり、関川水系河川基本方針について検討を進めてきました(H19.3.30施行)。なお、その間に、保倉川マリナーナ整備による不法係留船の撤去、保倉川河道掘削等、治水安全度を上げるための努力をしてきました。

■保倉川放水路の整備について、反対が出た場合、強権的に事業を進める可能性はあるのか。(説明会意見)

A:現時点では保倉川放水路を強権的に進めることは考えていません。

■保倉川放水路については、積極的に情報提供していくとともに、保倉川放水路の合意形成に向け、保倉川放水路の整備に伴い被害を被る地域への説明を積極的に行って欲しい。(説明会発言・意見投書7件)

A:今後、積極的に情報提供するよう努めたいと思います。

治水

■保倉川放水路の整備により、防災面の効果が期待できるのではないか。(意見投書1件)

A:保倉川放水路は、治水上重要なものであり、防災対策の一つと考えています。

■保倉川放水路の整備による効果(プラス面)のみでなく、マイナス面についても説明すべきである。(説明会発言)

A:保倉川放水路の整備により、洪水被害の軽減が図られ、保倉川、関川下流地域の治水安全度は大きく向上(保倉川の現況治水安全度約1/10が、整備により約1/30以上)します。また、放水路により分流したあとの保倉川の洪水時の水位が、放水路が出来る前より低下し、支川の洪水のはげが良くなり、保倉川支川の治水安全度も向上します。これに対して、保倉川放水路を整備するためには、放水路ルート上の家屋移転(約80戸)が必要となり、地域コミュニティの理解と協力が必要となります。さらに、海岸部の砂丘の開削による風など環境の変化の可能性、放水路への海水の進入による地下水への影響などの問題が考えられます。これらについては、具体的な放水路設計の後、従前に比べ、放水路整備による環境が悪化しないよう、適切な対応について検討していくこととなります。

■保倉川放水路の開削により、地域(町内)が分断される。現在より、通行が不便となり、子供達の通学にも支障が生じる。このことに対して、どう考えているのか。(説明会発言・意見投書1件)

A:保倉川放水路により新たに創出される良好な水辺空間を核とした一体感のある地域づくり、川づくりを関係機関と検討していきます。保倉川放水路の整備後の両岸のアクセスについては、基本的には、橋梁による通行等を確保することになります。具体的な橋梁設計等に当たっては、皆様のご意見をいただきながら、進めていきたいと考えています。

■保倉川放水路を整備せず、現在浸水被害に遭っている人達が移転すれば良い。水が浸かる所は緑地帯にした方が良くと思う。(意見投書1件)

A:保倉川放水路整備により、保倉川で1/30の降雨による洪水に対して、保倉川周辺の浸水面積で約1,000ha、浸水戸数で約4,500戸の氾濫軽減効果がある見込みです。

■保倉川放水路の代わりに、関川と保倉川の合流点の形状を変える、もしくは、合流点から新しい堤防を造って、関川と保倉川を別々に日本海へ流す方法をとったら良いのではないか。(説明会意見・意見投書2件)

A:合流点の形状を変えるもしくは、別々に日本海へ流すことを考えた場合、現状の保倉川では、川幅がせまく(松本地点における川幅は74m)、河道掘削のみで基本高水1,900m³/sを流下させることは不可能です。放水路を整備しないで放水路と同等の治水安全度を確保するには、保倉川及び保倉川合流後の関川本川でさらなる河道掘削と引堤が必要となりますが、経済性、社会的影響等より、不相当と考えます。なお、保倉川を関川になめらかに合流させることにより、合流点前後における洪水流下を安定させ、河床の洗掘、堆積を防ぐという効果は期待できますが、放水路にかわる規模の効果はありません。

■保倉川放水路整備の代わりに、関川及び保倉川の河道掘削で保倉川の安全を確保できないか。(説明会発言)

A:現状の保倉川については、川幅がせまく(松本地点における川幅は74m)、河道掘削のみで基本高水1,900m³/sを流下させることは不可能です。放水路を整備しないで放水路と同等の治水安全度を確保するには、保倉川及び保倉川合流後の関川本川でさらなる河道掘削と引堤が必要となりますが、経済性、社会的影響等より、不相当と考えます。

■保倉川放水路整備の代わりに、保倉川の水を瀧川、新堀川を使って排水するという方法もあるのではないか。(説明会発言・意見投書4件)

A:保倉川と瀧川・新堀川周辺の地形、土地利用を勘案すると、現在の保倉川放水路計画ルートが最適と考えております。また、保倉川の水を新堀川までもっていくのは、地形上、困難ですし、仮にポンプ等により出来たとしても、瀧川・新堀川の規模(新堀川の計画流量約70m³/s)では、保倉川放水路計画流量(700m³/s)を流すことは、不可能であり、既存施設を活用する場合は、大規模な改修やポンプが必要となるため、経済性等からみても不適と考えています。

■保倉川放水路は港町のあたりから直江津港にシールドで抜いた方が良いのでは。(説明会発言)

A:現在の放水路計画ルートが、周辺部の地形や土地利用状況、経済性等から最適と考えています。

■保倉川放水路を現在計画ルートより上流にもっていき、日本海へ流せないか。(説明会意見・意見投書1件)

A:現在の放水路計画ルートが、周辺部の地形や土地利用状況、経済性等から最適と考えています。

■保倉川放水路は、夷浜付近ではトンネルにするか、フタをかけたかどうか。また、川幅を狭くしポンプアップするなどの検討は出来ないか。(説明会発言・意見投書1件)

A:保倉川放水路の海への出口部分をトンネルとする案については、最小土被り(掘削幅の1~2倍)を確保すると、海水面の高さから自然流下による放流は不可能です。そのため、大規模な強制排水施設が必要となるほか、トンネル内の土砂堆積などに対する維持・管理が困難なため、経済性等から不適と考えています。フタをかける案については、暗渠構造が考えられますが、構造物からの土被りが薄く、施工の際、現在居住されている方は、危険となるため転居が必要となります。また、施工も非常に困難であるとともに、暗渠施設内の土砂堆積などに対する維持・管理が困難なため、土地利用、経済性、安全面等から不適と考えています。また、川幅を狭くしポンプアップする案についても、大規模な強制排水施設が必要となるため、不適と考えています。

治水

■保倉川路整備により、保倉川の水位が低下し、関川から保倉川への逆流を心配している。逆流の恐れはないのか。(説明会発言)

A:過去の洪水をみると、大きな出水のときは、保倉川の水位が関川の水位より高くなっており、逆流はありませんでした。

■保倉川放水路の海岸部の開削による海風の進入が心配である。このことに対してどう考えているのか。(説明会発言・意見投書1件)

A:保倉川放水路ルート案近くの風向風速観測を平成7年度に実施しています。その結果、夏・冬共に西北西の風が卓越しており、冬は特に西よりの風速が大きい状況にあります。
今後、放水路の整備による、海風の進入について詳細に調査し、防風林などの整備により、従前に比べ、放水路整備による環境が悪化しないよう、適切な対応について検討していくこととなります。

■保倉川放水路の開削により、海から保倉川放水路に海水が進入、地下水に入り水田等に影響するのではないかと。また、塩水を遮断する水門などの施設検討を行っているのか。(説明会発言・意見投書1件)

A:保倉川放水路の塩水遡上による周辺地下水への影響については、放水路ルート周辺において概略調査検討した結果、現況とほとんど変化しないと予測されます。(検討地点における濃度上昇は、100年後でも2%以下)なお、今後、現地測量を行い具体的な放水路設計等を行うとともに、環境影響調査についても検討していきます。
また、今後の調査によって、仮に地下水への影響が予想される場合は、矢板による止水施設等の対策を検討していきます。

■保倉川放水路が出来たときに、海岸に及ぼす影響について検討しているのか。(説明会発言・意見投書1件)

A:今後、放水路が海岸に及ぼす影響について、調査検討していきます。

■保倉川放水路の掘削土を火力発電所の埋立に利用するために、放水路を進めてもらっては困る。(説明会発言)

A:保倉川放水路整備は、皆様の生命・財産を守るために実施するものであり、埋立のために放水路を造るものではありません。ただ、荒浜ふ頭の埋立に利用できれば、経費の削減になると考えております。

■保倉川放水路を整備する際に発生する掘削土の活用方法について教えて欲しい。(説明会発言)

A:今後、周辺事業との調整を行いながら、掘削土の有効活用について検討していきます。

■保倉川放水路整備に伴う支川・用排水路の分断などにより、浮島周辺の排水不良などの新たな水害を招く恐れはないのか。(説明会発言・意見投書2件)

A:保倉川放水路の整備により、放水路周辺の内水被害については改善される見込みです。ただし、具体的な支川、用排水路の処理については、今後、現地測量した後、詳細検討を実施していきます。

■保倉川放水路の管理はどこが担当するのか。管理は難しいと予想されるので、しっかり行って欲しい。(説明会発言)

A:保倉川放水路が出来た場合、その管理は国土交通省で担当することになります。

■平常時の流速を確保し、土砂の浚渫が不要な保倉川放水路を計画して欲しい。(意見投書1件)

A:今後、保倉川放水路の詳細設計時に検討していきたいと思っております。

■保倉川放水路は、常時水を流すのか、洪水時の時だけなのか、教えて欲しい。(説明会発言)

A:保倉川放水路には、放水路の維持や河川環境に考慮し、常時水を流すことを考えておりますが、詳細については、今後検討していきます。

■保倉川放水路について高水敷を確保し、有効利用出来るようにして欲しい。(意見投書1件)

A:今後、保倉川放水路の詳細設計時に検討していきたいと思っております。

■関川水系整備計画原案に示してある保倉川放水路の計画ルートについては、平成8年に公表したルートと考え方は変わっていないか。(説明会発言)

A:保倉川放水路の計画ルートの考え方については、平成8年公表ルートと基本的に同じです。

■保倉川放水路の川幅はどれくらいになるのか。(説明会発言・意見投書2件)

A:川幅については、今後、測量・詳細設計を実施した後、決定していきます。(参考として、新堀川の計画流量は約70m³/sです)

■関川水系河川整備計画が出来てこれから何年後に、保倉川放水路が出来るとの予定か。(説明会発言・意見投書1件)

A:保倉川放水路をはじめ各事業については、整備計画決定後、個別に必要な手続きを踏み実施していきます。

■保倉川放水路に利水はあるのか。(意見投書1件)

A:保倉川放水路には、利水(水利権)の設定はありません。

治水

■保倉川放水路に漁業権はあるのか。(説明会発言)

A:保倉川放水路には、漁業権は設定されていません。

■保倉川放水路の景観設計については、どのように検討しているのか。(説明会発言)

A:今後、保倉川放水路の詳細設計時に検討していきたいと思います。

■保倉川放水路の総工事費はいくらか。(意見投書1件)

A:現時点では、保倉川放水路建設と関川及び保倉川の河道掘削を含め、約500億円を見込んでいます。

■保倉川放水路は、経済性最優先で実施が決まっているのか。(説明会発言)

A:経済性については最も重要な要因の一つではありますが、周辺部の地形や土地利用状況等を総合的に検討し、保倉川放水路が最適と考えています。

■保倉川の松本地点における基本高水流量 $1,900\text{m}^3/\text{s}$ (1/100確率)は、上流で何mmの雨が降ったときの流量か。(説明会発言)

A:保倉川の松本地点における基本高水流量は、松本地点より上流域で12時間に185mmの雨が降ったときのものです。

■関川水系河川整備計画の原案では、整備目標を戦後最大相当の洪水としているが、治水安全度はそれ以上に上げてもらいたい。(説明会発言・意見投書1件)

A:現在の治水安全度は、関川で約1/30、保倉川で約1/10となっています。治水安全度を、一度に1/100まで上げることは困難なため、段階的に向上していきます。今回の整備計画では、本支川の治水安全度のバランスを考慮して、安全度の低い保倉川を1/30以上にすることを目標としています。

■関川下流部では、洪水時の水の流れが悪いため、河道掘削をすれば良くなるのではないか。(説明会発言・意見投書1件)

A:洪水時には、関川河口部の川底が掘れるのではないかと考えられます。ただし、洪水時における河口付近の土砂の挙動は複雑なため、現在調査を実施中です。これまで、関川下流部の河道掘削は、河川内の堆積土砂の状況を見ながら必要に応じ、実施しています。

■保倉川放水路が完成するまでの間、現状では不安であるため、現在の堤防を嵩上げする等の対策は出来ないか。(説明会発言)

A:関川水系の大臣管理区間における堤防の形については完成しているため、現在の堤防などを適切に管理していくとともに、水防等で対応したいと考えています。なお、堤防高を上げることは、堤防が切れたときの氾濫量が大きくなるなど、堤防の居住側の治水安全度の観点などから望ましくありません。

■関川・保倉川につながる支川を良くして欲しい。(意見投書1件)

■平成7年の水害以降、重川の堰は改修され、飯田川の堤防も改修されたため、この10年間は水害がない。それ以前の改修については妥当だったのか。(説明会発言)

■保倉川上流に砂防施設を作らないでほしい。(説明会発言)

■虫川(保倉川と細野川の合流点付近)の堤防がよく越水する。虫川周辺の整備は関川水系河川整備計画に入っていないのか。(説明会発言)

■洪水に備えて事業を進めていると思うが、保倉川の河道内の木は多く流木として流れ、上流は荒廃しており、水がすぐ出る。(説明会発言)

■県は川より道路の事業を一生懸命やっている。川の事業についても一生懸命実施して欲しい。(説明会発言)

■浦川原区の道路整備により、大雨の際、水が多く出てくるようになった。排水路に土砂がたまり、田に水がつく。土砂の対応はその都度実施してもらっている。田では、過去に比べて水が明らかに出てきているので気をつけて欲しい。(説明会発言)

■飯田川出口の水門閉門時の内水排水設備を早期設置してほしい。(意見投書1件)

⇒管理者である新潟県へ伝えます。

利水

■水利権はどれくらいで更新するものなのか。浦川原地区では、頸城土地改良区が渇水の際は節にうるさく、洪水の際は垂れ流している印象。(説明会発言)

A:一般に水力発電以外の農業用水などについて、10年間の許可期間を定めていますが、これは水利権の効力を直接定めているものではなく、社会の変動、自然の変化等に対応し、河川管理者が許可した水利使用の見直しを行う趣旨で置かれています。

河川環境

■ 関川の河川敷を利用し、大々的に春はポピー、秋はコスモスなど植えて上越市の一大イベント(フラワーフェスティバル)などで市民の憩いの場として提供できないのか。(意見投書1件)

A: 関川の河川空間は、現在も地域住民が身近に自然と触れあえる憩いの場として利用されています。今後も河川敷等の保全と利用の管理を行っていきます。

■ 関川では魚が少なくなっているため、魚が棲めるような環境整備は出来ないか。また、今後もサクラマス、サケが遡上できるように改善してほしい。(説明会発言)

A: 魚類をはじめとする水生生物の生息、生育環境改善のため、河川管理者や関係機関等により情報交換を行い、流水の連続性の確保等改善の手法について連携して取り組んでいきます。

■ 関川上流の自然水銀については、どのような状況か教えて欲しい。(説明会発言)

A: 関川上流の自然水銀については、新潟県などが継続的に調査を実施しています。

新潟県の報告では、平成18年度の関川水系における魚類、公共用水域の水質及び底質、関連工場の排水等の監視調査の結果、総水銀及びアルキル水銀の各種基準を下回りました。

■ 関川上流の関川橋から新保橋の間は、河底が真っ平らなため、魚がいなくなってしまった。(説明会発言)

⇒ 管理者である新潟県へ伝えます。

管 理

■ 関川の両岸の堤防を車専用道路としての活用は考えていないのか。(県内でも信濃川、阿賀野川、刈谷田川など事例あり) (意見投書1件)

A: 関川においては、散策等に利用される方々の安全を考慮するとともに、出水時等における管理用通路の確保のため、堤防天端への車輛進入の抑制を行っており、当面の間は現状を維持していく考えです。

■ 仮に、保倉川放水路が出来ても、保倉川本川の維持管理が出来なければ、不完全ではないかと思う。現在の保倉川三分一橋付近は、不法投棄があり、ゴミ捨て場のようになっている。(説明会発言)

■ 保倉川の維持管理について、これまで要望をしてきたが、県は予算がないと言っている。伝えても、やってくれるとは思えない。(説明会発言)

■ 飯田川はこれまでに改修しているが、維持管理のための草刈りはしていない。(説明会発言)

■ 平成7年の7.11水害後の河川改修に伴って、関川上流部の猿橋から大谷橋の間に管理用道路が整備されたが、草刈り等の管理がなされていない。県に聞くと予算がないと言われ困っている。(説明会発言)

⇒ 管理者である新潟県へ伝えます。

※意見等については、次のとおり整理しました。

・関川水系河川整備計画原案に対するもの他、関川水系の河川整備等に関することについて、全体・治水・利水・河川環境・管理の5つに分類し、とりまとめました。

・説明会や意見投書によって、同一意見・類似意見があったものについては、ひとつにまとめて掲載しています。

・説明会や意見投書によって同一人物から複数の意見があったものについては、意見毎にとりまとめました。

・説明会発言の件数は、発言者の特定が出来ないため、意見投書の件数のみを計上しました。

・意見投書については、意見用紙等により、郵送・FAX・メール等で寄せられた意見です。

※回答については、説明会で回答したもの他、説明会の場で回答出来なかったものや意見投書に対する回答を含めまとめました。

貴重なご意見ありがとうございました